第六十条の五を第六十条の四とし、同条の次に次の六条、二節、節名及び款名を加える。

（保険会社の投資資産の範囲）

第六十条の五　法第百四十二条の三第一項（保険会社の投資資産及び投資収益）に規定する運用資産として財務省令で定めるものは、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七条各号（資産の運用方法の制限）に掲げる方法により運用を行う資産とする。

（発生し得る危険の範囲）

第六十条の六　令第百八十八条第二項第一号イ(3)（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する財務省令で定める理由により発生し得る危険は、次に掲げるものとする。

一　取引の相手方の契約不履行により発生し得る危険

二　保有する有価証券等（有価証券その他の資産及び取引をいう。）の価格の変動により発生し得る危険

三　事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険

四　前三号に掲げるものに類する危険

（同業法人比準法を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算）

第六十条の七　令第百八十八条第二項第二号イ(1)（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

一　イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ　令第百八十八条第二項第二号イに掲げる外国法人に係る比較対象法人（同号イ(1)に規定する比較対象法人をいう。以下この号において同じ。）の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額）

ロ　イの比較対象法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額）

二　令第百八十八条第二項第二号イに掲げる外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2　前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う法人の貸借対照表（同号の外国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。

3　令第百八十八条第二項第二号ロ(1)に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

一　イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ　令第百八十八条第二項第二号ロに掲げる外国法人に係る比較対象法人（同号ロ(1)に規定する比較対象法人をいう。以下この号において同じ。）の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額）

ロ　イの比較対象法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額）

二　令第百八十八条第二項第二号ロに掲げる外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2　前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う法人の貸借対照表（同号の外国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。

3　令第百八十八条第二項第二号ロ(1)に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

一　イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ　令第百八十八条第二項第二号イに掲げる外国法人に係る比較対象法人（同号イ(1)に規定する比較対象法人をいう。以下この号において同じ。）の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額）

ロ　イの比較対象法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額）

二　令第百八十八条第二項第二号イに掲げる外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2　前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う法人の貸借対照表（同号の外国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。

3　令第百八十八条第二項第二号ロ(1)に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

一　イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ　令第百八十八条第二項第二号ロに掲げる外国法人に係る比較対象法人（同号ロ(1)に規定する比較対象法人をいう。以下この号において同じ。）の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額）

ロ　イの比較対象法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額）

二　令第百八十八条第二項第二号ロに掲げる外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2　前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う法人の貸借対照表（同号の外国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。

（連結資本配賦法等を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算）

第六十条の八　令第百八十八条第四項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する財務省令で定めるときは、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たないときとする。

一　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額のイに掲げる金額に対する割合

イ　外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

ロ　イの外国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

二　前号イの外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2　前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う法人の貸借対照表（同号の外国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。）に基づき合理的な方法により計算するものとする。

（危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載事項）

第六十条の九　令第百八十八条第八項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　令第百八十八条第七項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称及び納税地

二　代表者の氏名及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名

三　令第百八十八条第七項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度の開始及び終了の日

四　令第百八十八条第七項に規定する一定の日

五　令第百八十八条第七項に規定する提出期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由

六　その他参考となるべき事項

（本店配賦経費に関する書類）

第六十条の十　法第百四十二条の七第一項（本店配賦経費に関する書類の保存がない場合における本店配賦経費の損金不算入）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第百四十二条の七第一項に規定する本店配賦経費の配分の基礎となる費用が同項の外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するものであることについての説明、その明細並びにその内容を記載した書類

二　令第百八十四条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三　前号の計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類

第二節　その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第六十条の十一　法第百四十二条の九（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する法第百四十二条（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定に係る事項については、第六十条の四（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定の例による。

第三節　税額の計算

（共通費用の額の配分に関する書類）

第六十条の十二　令第百九十三条第三項（国外所得金額）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第百九十三条第二項に規定する共通費用の額の配分の基礎となる費用の明細及び内容を記載した書類

二　令第百九十三条第二項に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三　前号の計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類